

わけでございますが、御承知のように一億七千万円の工費のうち一億四千万円は国費でございます。それで防衛の方にはどういって頼み、又、防衛は大蔵からどういってどういう方式で予算をとったかと申しますと、現在、村尾議員さんのところの踏切、それから秋山酒屋のところの踏切、それから真ん中に本町踏切があるわけでございますが、関東集約によりましてこの三つの踏切では基地の軍人も多くなつてとても線路をまたぐことはできなくなつてしまふんだと、だからもう一つ既設の三つの踏切以外にもう一つ東西連絡路をつくつてもうはなれば人ははけないから、この東西連絡路はどうしても必要なんだということで、大蔵から予算をとっておるわけでございます。ただ今度は国鉄の方につきましては、国鉄はホームの両わきに本町踏切と村尾さんとこの踏切があるわけですが、そのホームをはさんで二つの踏切があり、もう一つ東西連絡路をつけるなんていう、三つの踏切並みに連絡路があるなんということは全国にどこにも例がない。この本町踏切を廃止しなければ絶対に工事は認めないというふうなことであったわけでございます。その間に入りまして曲がりなりにも防衛と国鉄の方をよく調整するということが市役所の務めであつたわけでございますが、それで御承知のように九月から東西連絡路は工事にかかりました。しかし、もし踏切は廃止する、いや反対何ということが又新聞なんかに出てもこれは大変なことでございますので、東西連絡路が

もう後戻りできないという時期までは手がつけられなかつたわけでございます。それで十二月に入りましてからもう東西連絡路が実現不可能になるようなことは絶対にないという見きわめをいたしまして、それから六町内等とも折衝をいたしまして数回話し合つたのでございしますが、わかつていただけるような方もあり、又、絶対に本町踏切廃止は反対だというような強い御意見もありまして、今度の議会への陳情となりましたことは私ども本当に不行き届きでありまして申しわけないと思っております。そういった事情でございするので、私ども本当に力力が足りなかつたわけでございますが、今回陳情も議会の方へ出たようでございますのでよろしく御高配のほどをお願い申し上げます。

○福祉事務所長(八木房雄君)

自席からお許しいただきまして、私、昨年の七月に異動しまして前の東田議員さんの御答弁に対しまして、健康都市の宣言の看板をかけたんですよいいではないか。というふうな御質問であつたのでございしますが、確かに関係議員さんのおっしゃるとおりのお話を申し上げておりました。私も健康都市として恥ずかしくない予防衛生センターをつくりまして、名実ともに内容の充実したもので健康都市宣言の看板を掲げたりというふうに考えたわけでございますが、いずれにしても大変私の不手際でできなかったことについてはおわび申し上げるわけでございます。今後はこのようなことのないように十

分注意していきなりというふうに考えております。

○企画財政課長(上野重勝君) 御質問の第七点、第八点について御答弁を申し上げます。

第七点の「庁舎増築資金を積み立てたかどうか」という御意見でございましてまことに御指摘のとおりでございます。私どものその後の庁舎次員金の経過を報告申し上げますと、四十九年度の時点では二千六百十一万九千六百四十九円でございましたが、五十年年度に二百二十万七千三百六十五円積み立てまして、現在では二千八百十四万七千十四円となっております。なお又五十一年度におきましても二百万程度を積み立てる予定でございします。ただし積み立てといひましても、いわゆる利子相当分を積み立てるわけでございまして、御指摘のような点ではないわけでございします。ただこの間私ども都市整備基金というものを設けてございしましたが、これを拡充することによって財政を弾力的に運用し、さらに又将来の施設の拡充に充てるというような考え方が出てまいりましたので、そちらの方に積み立てをいたしまして現在直接整備基金の積み立て額が二億七千二百二十五万三千円でございます。これは今年度で予算補正で繰り入金をいたしました。財政状態が大変向上してまいりましたので、今議会に提案をいたしております。八号補正におきましてその全額を繰り戻し、さらに又六千万円を積み立てまして年度末におきましては三億三千百万円というような金額を積み立てるというような処置をとってあるわけでございます。

るわけでございます。

それから八番目の線引きの問題ですが、これは線引きをした当時、私どもが防衛施設庁側に出した回答の中で再調査をせよということをお願いしてございします。当時から引き続きまして要望いたしておりましたが、五十一年時点では全国主要基地の二十五基地のうち十六基地が調査を終っただけで、まだ後残りの九基地の調査が完了していないというようないふことなのでそちらの方を優先するんだということ、横田基地関係の再調査については五十一年度では実施が不可能でございしましたが、しかし、要望としては引き続き私も要望いたしましたし、又、東京防衛局の方でも本調査に対して要求を出しております。五十二年度にも引き続きこの要求が出ておりました。幾つかの基地を残しまして主要基地の調査が完了したそうでございしますので、五十二年度においては実施する方向で検討中でございます。

以上二件について御回答を申し上げます。

○下水道課長(須崎進君) 工事の下水道関係についてお答え申し上げます。

御指摘の件数でございしますが、下水道関係といたしましては昨年の十月以降二十六件の工事をいたしております。そのうち現在竣工を見ておりますのが十三件でございます。

残り十三件が現在工事中でございますが、この部分につきましては以後申し上げるような理由でございますので御了解をいただきたいと思っております。なおこの十三件につきましてはそれぞれ契約書の条項に基づきまして年度内の工期を予えているものでございます。まず十三件のうち非常に一番大切な工事でもあり、私どもいたしましたとしても非常に早期に竣工を望んでいた米通りでございますが、この間につきましては、たまたま奥多摩街道と米通りとを私どもが同時発注したわけでございます。その間におきまして都におきましては牛浜橋のかけかえという工事が発生をいたしました。都といたしましたも年度内にかかけえというようなことで、これが同時着工になりました。五区市街道が交通止めということになりました。いろいろとバス路線の迂回と、それに伴いますバスの安全運行というようなことから歩行者天国の一時中止というようなこともございまして、どうしても奥多摩街道と米通りと同時に工事を施行するということが敬言案において許可にならなかったわけでございします。したがいましてこの米通りにつきましたはどうしてもそれらの牛浜橋の開通と奥多摩街道の私どもの工事が終わつた後においての工事の着手のやむなきに至りましたので、どうしても工事の着手が二月ごろになつてしまつたというのが現在の三工事でございます。それから十三件中二件につきましてはすでに舗装復旧を残すのみとなっておりますが、後の八件に

つきましたは実際に工事にかかりましたところ非常に電電公社のケーブルそれから一部水道の布設がえ、それから同じ現在百三十一ヘクタールの事業認可を得ております区域を工事をいたしておりますので非常に工事個所が一部に集中いたしましたもので、その調整等によりましてなかなか工事がうまく進捗できなかったわけでございますが、そういう敬言案等の調整もございまして一応年度内の工期をそれらに与えているという状況でございます。以上簡単でございますがお答えいたします。

○建設課長(森田進君) 自席からお許しをいただまして建設課の関係について御答弁申し上げます。

現在建設課で発注しております工事件数につきましては十三件でございます。そのうちの三件については交通安全施設——道路照明であるとかあるいは区画線の工事でございます。これらの十三件の工事についてはすべて現在工期を三月三十一日と定めておりまして、いま時点では工期のおくれ等についてはございません。

○水道事務所長(高水求君) 水道事業は御案内のとおり水道自体での工事というのはほとんどございしません。いずれも他の公共事業との関連がほとんどでございます。現在公共下水道の関係とそれから都市計画事業の関係、それから市道等の関係でそれぞれやっておりますけれ

ども、他の公事との関係で非常に工期の点につきましてはむしろ点がございます、したがって本来の工事と合わせてそれぞれ実施をして現在工事中の工事につきましては九〇%ほど完成しておりますので、後わずかの工事が残っておりますが工期内には完成できる。このうふうに考えております。

○教育委員会庶務課長(浅見裕康君) 教育関係の工事につきまして御答弁申し上げます。

発注しております事業件数は八件ございます。そのうち二件が五十一年度工期内に完了がございというものでございまして、一件は庁舎前の本町学供でございしますが、御案内のとおり権利関係の更新に際しまして交渉がやはり長引くというようなことがそのまま持ち越されて、努力はさせてとたんでございすけれども実質的に四月二十日前後に完了というふうなことに相なるかと思ひます。なお、二水につきましては工期延期の理由書等の申請そういったものをすべて出させて、私どもの方でもそれを具体的にチェックいたしましてやむを得ないというふうな結論で現在をしております。なお、本件につきましては遅延の状況につきましては各所管の委員会でございす。総務委員会に御報告を申し上げております。もう一件は御案内のとおり市民会館の関係でございすけれども、大体工事が三月三十一日ということになっており

ますので必然的と申し上げますと非常に語弊があるんでございすけれども、実質的にはその完了後外構工事を施行するというような段取りに相なるわけでございまして、実質的に六月いっぱいというような工期で外構の完了を目指しております。なお工期につきましては今定例会の入号補正によりまして繰越明許でお願いを申し上げております。六月三十日という予定でございす、二水の業者を十分督促をいたしまして、五月いっぱいぐらいの完了を目指して先ほど市長の施政方針の中におっしゃいましたように、竣工の記念行事そういったものに全く影響をしないような形で二水から施行完了をしていきたいと思ひます。

○都市計画課長(内田和雄君) 現在都市計画では二件の工事を発注しております。一件は加美平の野球場でございまして三月三十一日が工期でございす、二水は間違ひなくできると思ひます。それからもう一件は福生駅の二線橋でございす、これは国鉄に委託いたしました実施しているわけですが、三月三十一日が工期でございす。国鉄でございすので国鉄の方で三月三十一日に上がりまして、又、四月五日ごろまでには竣工検査をしてその後市に引き渡しをするということでございます。まだ引き渡しの日等については決まっております。二日ごろ国鉄の検査をし、引き渡しをしてくださるということでございます。工期は三月三十一日で現在工程表どおり進んでいるようでございます。

○十七番(関米吉君)

一通り御答弁をいただいたわけですが。実は私、この一般質問を提起するに当たりまして先ほども明らかにいたしましたように、五十年の第一回定例会以後におきましていろいろと議員の方から質問や意見等についてこのように扱っていくというような答弁をいただいた事項三十数件を挙げてみました。それをずっとその後を繰って見まして十六件についてクエスチョンマークをつけ、それでいま十件の問題をお尋ねいたしましたわけですが。それで問題はです。二つ、議員の質問に対する基本的な市側の態度が非常に不明確であるというふうに私は思っております。これは特に市長、助役さんによくお聞きになっていただきたいと思います。なるほど多くの議員さんがいろいろな問題を取り上げてきたときにおいて、実際にそれは実現困難、むずかしいというような問題についても、議員の立場を考慮するといいますが、私たちの立場を余りにも考え過ぎるのでしょうか、これはだめだと言ったならばあの質問した議員さんに気の毒だというような気持ちがあるやに見受けられる。それが結果的に、わめてあいまいもこのとした返事になる。ぼくはこういう問題は、少なくとも先ほど市長は職員の方質問の向上という意味で、いまだ少しいた自分の手えられてる仕事の範囲内においては毅然とした態度がとれるようにならうにやっていたらいい。これは議会における理事者と議員さんとの立場においてもそれは守っていたらいいと思うんです。卑近な例で非常に恐縮ですが、

も、たとえばここに二十四名の議員がいます。十二名の議員が右だといって一々発言して御無理ごもとも、後の十二名が左だ、まことにしゃるとおりでございます。検討します、約束しましょうと十二対十二に分かれてしまっていて一体どういふふうになっていくんだろ、ということになってしまっているわけですね。そういう点を全理事者、管理者の皆様はまず、まことにやっていたらいいし、そのようにおっしゃっていただきたいと思います。

これはそういうことをまずお願いしておきまして、いまお答えいただきました各項について再質問します。まず多摩川をきれいにする運動につきましまして、先ほども申したとおり森田議員が六月の議会でも取り上げた問題です。しかし私は、この問題について同様のことを数年前に取り上げております。多摩川をきれにする広範な市民運動というふうなものをやる、自然環境を守ろうじゃないかということをおっしゃいました。市長も全く御意見ごもつてもでございますので何とかしよう、それで現に昭島、八王子、青梅なんかにおいては多くのボートスカウトなり、婦人会あるいは「西東京を明るくする会」こういうところから積極的に市がやるんなら私たちも協力しようということまで話はあつたんです。で、ほかの市では積極的にそういうような問題が取り上げられておるにもかかわらず、多摩川をきれにする運動というものが一向に実らないというのは果たしてやる気があるのかないのかこ

の点を一つお聞きします。

それから身障者雇用促進法に関する齊藤課長の問題なんですが、これは私の見解が違っておればそれはあなたの再質問が間違いですというふうに指摘していただきたいと思いますんですが、先ほどの身障者雇用促進法は単なる努力主義的な法律である。これは確かに数年前はそうだったはずですが、ところが現在の法律、私の知る限りの法律においては、今度その雇用率に満たない場合においては、その満たない部分に対して等うかの金を出すというこの法律になっているかと思ひます。その足りない部分、たとえば一九%でわが市に七名の者の身障者がいなければならぬのが五名しかいないというと、二名分について年間三万から三万を納めてください。それでより以上の雇用を得ている事業場に補助金として出してやろうというように法律の趣旨が変わったというふうに私は理解しておるんですが、これは私の考え違ひだかどうかわかるかと調べてお答えをいただきたいと思います。

それから補助金の問題なんですが、補助金の問題が助役さんからまことにまことにいふような、私はここにいろいろな資料を持ってきておりますけれども、本当にこの点については長い経過があるんです。五十年の九月十八日ということを私は申しましたが、それ以前

からも各議員さんからいろいろと御意見も出されておりましたし、それで五十一年の三月予算特別委員会でもこの問題は田村議員から出ております。それで橋本収入役も、たとえば立川市、小金井市とそういったような例も検討しながら何とか早くやりたいということをおっしゃいますし、そこにはこの三月の定例会における宮沢さんの御質問に対しても収入役は、もっと詳しいことを言っておるんです。たとえば一部事務組合の負担金であるとか、又、そういった議務的な支出を除きまして約百九十一件、五十年年度予算で申し上げますと一億一千四百四十万ばかりの額にこういうものが該当しますと、それでこの問題については以前より皆さん方からいろいろと言われておりますので、当年度、すなわち五十年年度予算に反映するように努力したけれども本当に私どもの微力な点についておわび申し上げますと、そうすると五十一年度にだめだったら五十二年度の予算に生かされるというように皆さん思ひますよ。それが助役さんのお答えではとにかく五十二年中には結論を出すんだということですから、二、三といった問題が一年半ないし二年を経過しないと解決できないものであるかどうか、そこに理事者側の怠慢と言っちゃ何ですけれども、本当に真剣に取り組んだ形跡が残っているのかどうか、いま一回御答弁を願ひます。

青少年問題協議会の答弁については、いさゝか私の質問以外の御親切な答弁も

いただいたわけですが、実は一番問題は補助金の助成の支出の時期なんです。この点は再三申し上げておるわけです。それでその補助金の申請に付いていま小野課長は、申請書が一遍に出てこないというような点の理由もござりますということをお願いしております。福生市補助金交付規則第十一条には補助金の実績報告についての規定がある。「本条は補助団体等に対する補助事業等の実績報告書の提出義務を規定したものである。本会の監査対象のうち次の団体は」ということで、これはついせんだって五十年のあれですけれども、青少年問題協議会が、一、二、三、四、五、六、七、八つですか、八つの地区がこの交付条例に基づき手続がなされていないということをお願いしております。すでにもう五十年からこうでした。それで申請がばらばらであるからどうしてもおくれるようなことを言っておりまして、果たしてこの補助金の交付時期等がどうしても繰り上げるこれができないか、あるいは一定の期日に交付できないかどうか、それをひとつお聞きしたいと思います。

それから健康都市宣言、でさながらたのでまことにお願い申し上げますということは今後もあることは約束しましたけれど、たとえば立看板を立てるとか市民から標語の募集を行うというようなことはもうやりませんというふうに解釈すべきかどうか、いままでは

でさながらたことをおめびするということであって今後やっていく気があるのかないのか、この辺はどうなのか明確にしておいた方がよろしかろうと思います。

繰越金のことについては課長からいろいろと御答弁もありましたので、助役さん、この点はやはりうっかり答弁にならないうちに今後よろしくやっていただきたいと思います。

それから線引き、これは了解しました。

それから「家庭の日」の問題です。小野課長、これは何とか早急に検討すると言っているけど、これは五十年の九月の十八日にも任期一年半たっているわけです。その間私のすぐ後、大野議員からも言われて同じ答弁を繰り返す、いまの答弁を入れると同じ答弁が三回です。これは何月何日までには必ずやりますと、結論を出しますということに約束してください。二度も三度も同じ答弁を繰り返されても仕方ありません。これは大事なことです。それから九月なら九月でいいです。十月なら十月でもいいですから必ずそれまでに結論を出しますということをはっきり言うてください。それを一つお願いいたします。

それから第十点の福祉の二線橋については助役さんからいろいろと御答弁がありました。五十一一年の二月の二十五日全協で浅見課長は「町会長の了承を得て」という手続をとりました。と、こういうことを言っておるんですが、それはどういう了解であるのかそれを明らかにしてください。

それから工事関係、いろいろと工事のおくれていることについては私自身もよくわかります。このことについてはすでにこういう記録もあるわけです。実は五十年の六月に熊川の第二小学校の通学路の問題をめぐって、当時あの周辺に行われました電電公社の工事をめぐって私が質問しました。で、そのときにも上野課長及び市長から「とにかくいろいろと電電公社の工事以外にも、ある種の工事等のおくれていることは多少あの当時においても幾らか工事おくれがあることは事実ですけれども、今後そのようなことのないように努力します。」というように答弁され、この次が大事です。五十年の八月二十日第四回臨時会で議案第八十八号四小増築第三期工事の工期問題について末次議員が「工期おくれの場合違約金を徴収する」という契約事項の遵守がされていくか、実行が行われているか。こういうことに対して質問がありました。で、「工期おくれ等についてはそれぞれ理由書をとってその理由がもうともであるというふうにして市役所が納得したものであるから、したがいましてそういう違約金等をとった事例はございませんが、工期おくれは好ましくないもので以後厳正に注意します。守らせませす。」とこう言っているんです。それでいて今度いろいろとあらうところで行われている工事なんかにおいては、私は工期等についておくれがやはりあらうと、出ているんです現実に、それは市民に対して不親切です。さうして大野議員からの質問で「市民に御迷惑のかからうまいよ

うに配慮して工事を進めたい。」と市長は言われましたけれど、現実には二月二十八日、工期の最終日は二月二十八日という大きな看板が立て平気で行われているんです。こういうようなことについては私も気がつけば関係課にも注意はしているんです。関係課も「注意はしました。」と言ったって現実にはそういうことは全然やらない。で、ああいった道路をあらうところふさがれると御承知のとおり、あの問題がたとえば防災の問題だとか、火事が起こったとか、あるいは環境衛生の問題だとか出てくると思うんです。したがってして工事おくれがもしあるならばこれはやむを得ませんということにしてしようがない。市側がこの工期はそれより終わらない、仕方がありませんという認めたものについてそれを認めるなどは私は言いませんけれど、そういうふうにして処置した場合の市民に対するPRだとか、連絡だとかいったようなことはどのようにやっておられるかをお答えしていただきたいと思います。

以上第二質問です。

○議長(母井喜代次君) 二時より二時十五分まで休憩いたします。

午後二時一分 休憩

午後二時十八分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休館前に引き続き会議を開きます。

○市長(石川常太郎君) 大体私が申し上げまして、又担当者とかわります。

最初が多摩川をきれいにする件でございますが、これは私も少々覚えているんでござい
ます。森田議員さんかと思ひますけれども御質問がございましてきわめて結構なこと
でございます。ただ福生市におきましては多摩川それ自体はほとんど行政区域が秋川でござい
まして、その点が非常にむずかしいということを申し上げた記憶があるんですけれども、先
ほどお話になりましたように、「明るくする会」等が時々やっているようでございしますが、こ
れはそのような民間団体が本当はおやりになるっていうことが、これは市民の一つのモラルとし
て非常に私は、ばななことだと思います。で、私といたしましては、わやわやではございませ
んが、この次の町会長さんのお集りのときでも、そういうような市民として盛り上がりがない
いかどうかということを相談をしてみたいと思います。確実にいたしますからそのように御了
承いただきたいと思ひます。やはりこれは市民からの盛り上がりというものが一番とうといもの
だと思ひます。

それから二番目の身障者の問題でございますが、法的にはまだ成立をしていないようで

ございまして、そのような法律をつくったらということばございしましたけど、まだ立法化さ
れていないと私は記憶しております。なお、現在のところ福生市には三名の身障者がおる
と記憶しております。で、多分私どもの役所でございましたら五名か六名が大体の基準
だと思っております。

それから補助金のおくれの問題でございますが、これは大変申しわけないことでございまして、
早くするようにいたしたいと思ひます。お説のとおりでございまして、私どもでは収入役が調
査をいたしまして審議を重ねたわけでございしますが、非常にこれは福生のみならずどちらの
市でも困っている問題でございまして、なかなか結論が出ないようでございします。たまた
ま新聞紙上等で議員の先生方にも御承知と思ひますけれども、場所によりまして
大変その点とも思われるような結論が出されるようでございします。現実に理事者とい
たしましても、又、議員の先生方といたしましても困るような結論が往々にして出ている例
が多くございします。たとえて申しますと交通安全協会の補助金はよした方がいいとか、
あるいは又遺族会の補助金は切れとか、われわれとすると大変重要なものも切れというよ
うな結論が往々にして新聞紙上でも見られ、らんになったとおりでございします。これ
は非常にむずかしい問題でございします。そこでただむずかしいからやらないということにもま

いりませんで、先ほど助役が説明申し上げましたように、必ず審議会をつくりまして御審議をいただくわけでございます。その結論につきましては私も大変にこれはむずかしいと見ております。ただこれは答申をいただくわけでございますので、それを尊重しなければと思いますけれども、非常にこれはむずかしいものだと思います。議員の先生方もわざわざわけて申しわけございませんけれども、一生懸命取り組みさせていただきたいというように考えておる次第でございます。五月の委員会編成が終わりましたら編成に着手いたします。六月中にはもちろん発足というふうなことになるように考えております。

それから健康都市宣言の看板の問題等でございますが、先ほど担当課長が申し上げましたように保健センターでもございましたならば、それとともに、まだ看板を立てる立てないは別にいたしまして、そのような趣旨のことを大々的に宣伝をしてまいりたいと思います。

「家庭の日」につきましては少々とも条例でございますので理事者としてまいりたいと思います。べきであり、尊重しなければいけないわけでございます。私たちもこの宣伝が足りないということはもちろんあったわけでございます。しかし、私はこのような「家庭の日」というものが定着をして、一家団らんの日が一週間に一ぺんあるというふうな市になれば本当にいいな市になったらうと、そういうふうな評価ができると思います。ですから、できるならばこ

水を存続させていけばよろしいわけでございます。先ほど課長が申しましたように、今度は遅滞なくこの水の存続あるいは対策を考えていきたいと思う次第でございます。が、このいつまでに結論ということとは会合の都合もございしますので、担当課長の方から御答弁をいただきます。

それから本町踏切並びに工事の遅延につきましては、助役等より御答弁を申し上げますが、工事のおくれにつきましては、私からもいままでの手落ちにつきましては市民に対し申しわけなくおわび申し上げます。次第でございます。

○助役兼庶務課長(條崎俊夫君) お答えの第二点目の今後工事が遅延した場合にどう対処するかということでございますが、休憩中に建設担当の課長と篤と話し合ったのでございますが、今後工事が遅延するような場合には、地元の町会長さん、それから地元の議員の先生、それからもしも教育関係でございましたならば、そのほかにPTAの方にも事前に必ず連絡をとるよういたします。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 関係議員さんの再質問に自席から御答弁申し上げます。

二点でございます。最初の一点の補助金の支出の時期でございますけれども、そうい